

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年11月1日現在 >

1 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	千寿里 指定居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県所沢市大字坂之下字丙明改原 1153 番 1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1172500975 号)
サービスを提供する地域	所沢市、新座市、清瀬市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、朝霞市、志木市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		サービス管理全般	1名
介護支援専門員 その他	3名 名	名	サービス計画の立案・ 管理等	3名
事務職員	1名	名	一般事務・料金請求等	1名

(3) 営業日・営業時間

平日	8時45分 ~ 17時15分
----	----------------

* 営業日以外でも受け付けます。(緊急連絡電話 04-2951-5820 24時間対応)

夜間・土日祝日は転送対応を致します

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別添資料をご覧ください。

3 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

要介護認定等を受けられた方は、介護保険制度から利用料金の全額を給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙1の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費、1Km 当たり 10 円が必要です。

(3) 解約料

解約料は、特にございませぬ。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、25 日までに前月分の請求をいたしますので、15 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合……非該当・要支援となった日
この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

運営の方針

万全のケア体制を用意することにより、シルバーエイジの方々に、現在よりも積極的なヒューマンライフを送っていただく。そうした事を可能にするため、一方通行でない人の温もりを持ったケアで在り心の通い合うものにしていきたいと考えました。実のある、楽しいシルバーライフを応援していきます。

6 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	小池 英子
-------------	-------

7 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

8 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	小池 英子
--------------	-------

9 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者 社会福祉法人 親和会

所在地 埼玉県所沢市大字坂之下字丙明改原 1153 番 1

名 称 社会福祉法人 親和会

千寿里 指定居宅介護支援事業所

説明者 所属 居 宅

氏名

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印